

新型コロナウイルス感染症の区内流行状況及び保健所の取組みについて

1 流行状況の概要

5月下旬以降、落ち着きを見せていた陽性患者の発生数は、7月に入り増加傾向となり、8月8日には、1日あたりの発生数として過去最高となる29人を記録した。最近では、患者発生数が1桁の日もあるなど患者数は、緩やかではあるが、低下傾向の兆しを示している。

2 区保健所の今までの主な取組

(1) 蔓延防止（患者等への対応）

- ① 疫学調査、入院勧告、濃厚接触者健康観察、発熱外来・検査スポット等の検査予約の調整実施
- ② クラスタ発生防止のため、区内のバー、スナック等の経営者等を対象にPCR検査の公費実施

(2) 相談体制

相談センターを2月当初に専用電話3回線で開設以後、相談件数増に伴い10回線に増強して対応。

(3) 医療・検査体制の整備

- ① 緊急対策会議を設置（基幹4病院及び医師会等）し、延べ14回開催（9月1日現在）
- ② 4病院への「発熱外来・検査スポット」設置と医師会会員医師による輪番従事の実施
- ③ 入院・外来体制強化事業等の補助制度を創設し、基幹4病院への支援実施
- ④ 地域のかかりつけ医での検体採取の実施（9月1日現在9カ所実施中、26カ所実施予定）
- ⑤ PCR検査バスの導入（保健所を含む区立施設等を巡回、10月稼働開始予定）

(4) 保健所体制の強化

- ① 他課保健師応援・庁内職員応援 ローテーション勤務体制で延べ240人（2月～8月）
- ② 派遣職員（看護師等25人配置）による相談センター業務及び濃厚接触者に対する健康観察等
- ③ 区直営でのPCR検査判定の実施 生活衛生課分室（旧衛生試験所）で7月末開始

3 今後の主な取組

さらなる感染症拡大及び季節性インフルエンザの流行期である秋・冬季に向け、継続して警戒する必要があり、以下の対策に取り組み、状況変化に即応できるよう引き続き体制整備を行う。

(1) 相談体制

相談センター業務は、派遣職員の活用により急激増加には契約変更により対応

(2) 検体採取・検査体制

- ・基幹4病院での発熱外来・検査スポットは体制を維持し、医師会会員医師の輪番を継続
- ・検体採取を実施する地域のかかりつけ医の数は、年度内最大80か所を目標
- ・生活衛生課分室でのPCR検査判定体制の拡充（1日最大90件程実施可能、年度内）

(3) 連携体制

基幹4病院・医師会等との緊急対策会議は随時開催し、情報共有・連携体制を継続

(4) 応援体制（健康観察業務等）

庁内職員・保健師応援は、中長期的な対応の必要性を見据え、10月以降、派遣職員による体制に切替、最大50人体制を整備